

令和2年12月1日
昭島ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う
ガス料金ならびに電気料金の取扱いの追加対策について

昭島ガス株式会社は令和2年12月1日、全国的な新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、ガス料金ならびに電気料金のお支払い期限の延長措置を令和2年12月検針分まで延長いたします。

記

1. 対象のお客様

当社とガスまたは電気のご契約をいただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金または電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

2. 対象の料金

① ガス料金

2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月検針分のガス料金の支払期限を5か月間延長
9月検針分のガス料金の支払期限を4か月間延長
10月検針分のガス料金の支払期限を3か月間延長
11月検針分のガス料金の支払期限を2か月間延長
12月検針分のガス料金の支払期限を1か月間延長

② 電気料金

3月、4月、5月、6月、7月、8月検針分の電気料金の支払期限を5か月間延長
9月検針分の電気料金の支払期限を4か月間延長
10月検針分の電気料金の支払期限を3か月間延長
11月検針分の電気料金の支払期限を2か月間延長
12月検針分の電気料金の支払期限を1か月間延長

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に期間を延長いたします。

3. お申し込み方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要になります。ご相談、お申し込みについては、下記の間合せ先までご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先】

電話 042-546-1111

受付時間 9:00～17:00（土日、祝日を除く）